**○国土交通省告示第千三十七号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

国土交通大臣　前田　武志

| 路線名 | 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|---|
| 第二東海自動車道横浜名古屋線 | 御殿場市中清水字モジリ堰六七二番五から同市神山字大野原一九二五番一七一二まで | 前 | 最小 一二四 | 四、五一三 |
| | | 後 | 最大 二二二 最小 三六 | |
| | 裾野市今里字木ノ根坂一六〇八番二から同市大字北野字富窪四四番二三まで | 前 | 最大 一七〇 最小 三八 | 七、一六二 |
| | | 後 | 最大 二一九 最小 三五 | |
| | 静岡県駿東郡長泉町大字東野字八分平八四番三九から同県駿東郡長泉町大字元長窪字中尾五五三番一まで | 前 | 最大 五〇七 最小 四〇〇 | 二、六五一 |
| | | 後 | 最大 五〇七 最小 四〇〇 | |
| | 沼津市大字足高字尾上三七一番一から同市石川字神ヶ澤一〇一八番三まで | 前 | 最大 四〇二 最小 四〇〇 | 八、二九九 |
| | | 後 | 最大 五三三 最小 三八 | |
| | 富士市船津字矢川上八〇八番地六から同市北松野字小路三二四二番地一まで | 前 | 最大 四三一 最小 三五 | 一九、五九五 |
| | | 後 | 最大 四四六 最小 三五 | |
| | 富士宮市山本字石之宮九一二番地六から同市内房字鴉森五三八番地まで | 前 | 最大 二七〇 最小 三五 | 四、七七五 |
| | | 後 | 最大 二七〇 最小 二五 | |
| | 静岡市清水区宍原字大沢三〇一〇番地から同市葵区飯間字宮池地先まで | 前 | 最大 六一六 最小 三五 | 三三、七七三 |
| | | 後 | 最大 五八九 最小 三五 | |
| | 藤枝市岡部町桂島字朝比奈山堂々地先から同市谷稲葉字神谷地先まで | 前 | 最大 四三三 最小 三九 | 一二、一一四 |
| | | 後 | 最大 四八八 最小 三八 | |
| | 島田市大草字上反方地先から同市大代字安田二八四〇番六まで | 前 | 最大 三四四 最小 三八 | 一二、六二四 |
| | | 後 | 最大 三四六 最小 三八 | |
| | 掛川市倉真字松葉ズズクホ八四四〇番一から同市幡鎌字板ヶ谷八六四番二まで | 前 | 最大 四一七 最小 三九 | 一一、八八一 |
| | | 後 | 最大 四五五 最小 三九 | |
| | 静岡県周智郡森町睦実字杭瀬ケ谷一一〇八番一から同県周智郡森町一宮字奥ノ谷五八九四番まで | 前 | 最大 五一〇 最小 三八 | 六、八七二 |
| | | 後 | 最大 五一〇 最小 三七 | |
| | 磐田市敷地字枳ケ谷一二四八番四から同市合代島字清水通五九九番三地先まで | 前 | 最大 一五七 最小 三八 | 四、三八〇 |
| | | 後 | 最大 一五七 最小 三八 | |
| | 浜松市浜北区中瀬字揚見六二四二番地先から同市北区引佐町的場字西久保三〇〇番五まで | 前 | 最大 六〇七 最小 三三 | 一八、九三九 |
| | | 後 | 最大 六〇七 最小 三三 | |

**○国土交通省告示第千三十八号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年九月三十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十四日

国土交通大臣　前田　武志

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|
| 第Ｆ―436号 | 仕切り電線貫通部（A60級）兼仕切り管貫通部（A60級） | Roxtec Sealing System | Roxtec International AB | 貫通部材の一部の構成部品について大きさが異なるものの追加 |

**○環境省告示第七十九号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二の規定に基づき、環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件（平成十三年十月環境省告示第五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十五日から適用する。

平成二十三年十月十四日

環境大臣　細野　豪志

附則中「この告示の適用の日から起算して十年を経過した日に」を「平成二十六年三月三十一日限り」に改める。

**○環境省告示第八十号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の三第十号、第六条の四第十一号、第六条の六の二第二十一号（同令第十二条の十二の七において準用する場合を含む。）、第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成十三年十月環境省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十五日から適用する。

平成二十三年十月十四日

環境大臣　細野　豪志

附則中「適用の日から起算して十年を経過した日に」を「平成二十六年三月三十一日限り」に改める。

**○環境省告示第八十一号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の二の規定に基づき、環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件（平成十六年六月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十五日から適用する。

平成二十三年十月十四日

環境大臣　細野　豪志

附則中「この告示の適用の日から起算して七年六月を経過した日に」を「平成二十六年三月三十一日限り」に改める。